



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *10 和歌山県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (調査統計課) 2
- *11 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 2
- *12 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課) 3
- *13 和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則 (経営支援課) 3

○ 告示

- 272 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 3
- 273 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課) 4
- 274 " (") 4
- 275 " (") 4
- 276 " (") 4
- 277 " (") 5
- 278 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課) 5
- 279 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (") 5
- 280 " (") 5
- 281 " (") 6
- 282 " (") 6
- 283 橋本市に係る農業振興地域の区域の変更 (農林水産総務課) 6
- 284 肥料取締法による肥料の登録 (果樹園芸課) 8
- 285 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課) 8
- 286 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (") 10
- 287 紀北地域森林計画の変更 (林業振興課) 11
- 288 紀中地域森林計画の変更 (") 11
- 289 紀南地域森林計画の変更 (") 11
- 290 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 12
- 291 " (") 12
- 292 " (") 12
- 293 " (") 13
- 294 " (") 13
- 295 " (") 14
- 296 林業種苗法による育種母樹林の指定 (") 14

○ 収用委員会告示

- 5 土地収用法による裁決手続開始の決定 14
- 6 " 15

○ 内水面漁場管理委員会告示

- 3 平成25年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 16

○ 公告

争議行為を行う旨の通知

(労働政策課)..... 17

”

(”)..... 18

規 則

和歌山県規則第10号

和歌山県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県統計調査条例施行規則(平成21年和歌山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定するもの

第3条各号を次のように改める。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (4) 報告を求める者
- (5) 報告を求めるために用いる方法
- (6) 報告を求める期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、県基幹統計調査の実施に関し知事が特に必要と認めた事項

第4条の見出しを「(立入検査証)」に改め、同条中「身分証明書」を「立入検査証」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)第8条に規定する者

第5条第1項第3号を削る。

第5条第2項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第11号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第15号様式中「証ひょう書類」を「証拠書類」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記第2号様式及び別記第15号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第12号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農業大学校校則（昭和58年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（入寮）

第15条 学生は、農業大学校の寮に入寮することができる。ただし、入寮に当たっては、校長の許可を受けなければならない。

2 寮の管理に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和歌山県農業大学校校則の規定は、平成25年4月1日以後に農業大学校に入学する者について適用し、平成25年3月31日において農業大学校に在籍する者については、なお従前の例による。

告 示**和歌山県告示第272号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年4月22日まで縦覧に供する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年2月22日

2 名称

特定非営利活動法人たいさんぼく

3 代表者の氏名

芹生登美

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市満屋260番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする高齢者に対して、介護や福祉に関する事業を行い、高齢者が自分の住んでいる地域で安心して暮らして行けるよう地域と一体となってすすめる町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬 13-24	コスモファーマ薬局井ノ口店	紀の川市貴志川町井ノ口1576番地1	平成 25. 2. 22

和歌山県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
田訪 18-24	株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729番 2	訪問看護ステーション たいよう	田辺市下万呂588-1 フロムドットビル1F103	平成 25. 2. 26

和歌山県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医 14-24	さかい耳鼻咽喉科クリニック	紀の川市貴志川町井ノ口1576-1	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 40-24	シンハマ調剤薬局	海南市日方1521-2	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 39-24	阪神調剤薬局和歌山海南店	海南市日方1521-4	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第278号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第65条の規定により次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条第3号に基づき公示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
コスモス薬局	橋本市東家4-12-6	—	上西美幸	平成 25. 2. 25

和歌山県告示第279号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
3050100 043	こじか園	和歌山市上黒谷 460-2	児童発達支援	社会福祉法人一 麦会	和歌山市岩橋64 3	平成 25. 3. 1	平成 31. 2. 28

和歌山県告示第280号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100282	あんしあなとう デイサービスセンター	和歌山市松江東 1丁目7番25号	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人河 西福祉会	和歌山市松江東 1丁目7番25号	平成 25.3.1	平成 31.2.28

和歌山県告示第281号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100498	さくらんぼ教室	和歌山市舟津町 二丁目16番地の 1	放課後等デイ サービス	株式会社GreenI sland	和歌山市土佐町 二丁目53番地の 1	平成 25.3.1	平成 31.2.28

和歌山県告示第282号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052400144	つばさ	西牟婁郡白浜町 1068番地2	放課後等デイ サービス	特定非営利活動 法人ころん	西牟婁郡上富田 町岩田356番地 の2	平成 25.3.1	平成 31.2.28

和歌山県告示第283号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、橋本市に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地域名	農業振興地域の区域
橋本地域	橋本市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分 (1) 出塔、中道、上田、西畑、下中、上中及び田原の全域 (2) 柏原のうち字塚之本、戸ノ本、越前、浦溝、天上畑、石地、竹木田、井戸ノ本、大道、西垣内、水落、曾野、柳中、宮之前及び新地、吉原のうち字芦ヶ谷、大西、長尾、小西浦、ゴミ谷、ゴミザコ、桑原峰、桑原、寺前、才の神、初光田、風吹段、赤尾山、郷蔵垣内、行者、松之岡、平谷、平岸、中芝、大平、温井戸、田中台、城ノ城、下平、白石、平埜台、中西、丹生谷、西浦谷、上ノ平、西川垣内、中平、東台、中立、垣内尻、広谷、広野山及び堀内、山田のうち字牛谷、柳谷、清瀬、垣内、曾和、城ノ腰、碓、桧尾、井ノ下、上西平、中西平、下西平、南ノ町、長水谷、中東平、下東平、上東平、尾崎、広野谷、中尾、中ノ谷、溝添、下川原、中垣、山本、東ノ岡、辻合、溝尾、竹ノ下、松本、久保、中川原、井ノ上、

田和、平畑、國木岡、後谷、向イ川、上井口、大井口手、西垣内、石塚及び鎌嵯胡山、野のうち字下山谷田、池奥、上ノ島、上井出、仲井出、中山谷田、上山谷田及び大谷、矢倉脇のうち字北谷、橋ヶ谷、柳ヶ谷、田中垣内、大垣内及び井関、橋谷のうち字上川原、山谷及び怒田、慶賀野のうち字上ノ平、ケガノ台及び西川、柱本のうち字西広、杳掛、清良坂、峠坂、紀伊見、鳶ヶ尾、折坂及び中ノ平、胡麻生のうち字高須台下、紀見のうち字上垣内及び且東、細川のうち字大垣内、和正及び上平、原田のうち字ワラタ山及び高瀬、妻のうち字扇塚、菖蒲谷のうち字伏尾原、田ノ尻、松ノ本、田和垣内、中垣内、西畑、中畑、南岡、下六反、大原垣内、徳目、清谷、奥ノ谷及び瀧ノ上ノ山、杉尾のうち柿平、松本垣内及び古蒲、境原のうち字竹ノ平、長畑、黒末、柏谷、大橋、中尾崎、湯屋谷東原及び上平、上兵庫のうち字浦垣内及び西ノ谷、中下のうち字尾崎、知縄、越前、オノ神、森ノ本、中通、窪、辻垣内、簀ノ本、犬飼田及び高山、芋生のうち字小島、芦原及び垣内、平野のうち字浦垣内、高月、下市ヶ峰、上市ヶ峰、森之後、柏ノ木及び柳ヶ坪、山内のうち字大津恵、知所、井上垣内、柏谷、曾和前、鍛冶屋垣内、東浦、菖蒲、次良垣内、箕台、池田天池及び庵垣内、中島のうち字塚穴、風呂尻、前原、樋ノ口、奥台、井出ノ上、竹ノ下、刎垣内、冷水、東新田、西新田、青池尻、霜子鳥、尾崎、市ノ木、桧之尾及び青池谷、下兵庫のうち字東新開、小白猪谷、西新開、朝妻、土井及び二十五台、河瀬のうち字口白猪谷及び口長平、赤塚のうち字田中、木落、梅ヶ本、去年川、小原、帯田、西所、土居、房屋及び城ノ尾、恋野のうち字去年川、長通、竹ノ垣内、西平山、尾崎、蟻ヶ芝、雲雀山、塙、西迫、東迫、奥之谷、清重郎尾、墓ノ尾、長二芝、森之北、与太郎井戸、岩久保、北大野山、大野山、彦三郎垣内、久保利、権兵衛垣内、瀬戸谷、中切、岩橋、土井、放生池、滝谷、円津庵及び木戸口、彦谷のうち字金総及び高松、学文路のうち字川端、土居、金尾松、吉岡、平殿坂、大田、玉西、松折、城ヶ尾、茶木畑、越畑、下土居、水木谷、岡ノ峯、茂原、塩谷、梅迫、畑山、横尾、幡天神、雫岩、塚原、岡田、一本松、菖蒲谷、赤坂、有岡及びツツジ尾、霜草のうち字笹原、桧ノ谷及び奥大明、須河のうち字大平及び細ノ尾、只野のうち字下垣内、宮ノ芝及び池之窪、真土のうち字竹ノ下、向副のうち字大西島、庄ノ垣内、海田島、上ノ嶋、野田嶋、蔵垣内、東垣内、中垣内、田中台、土井、風呂谷、跨り尾、笠ヶ入道、戸屋ヶ嶽及び狼頭尾、清水のうち字触田、焼地藏、久保、西園、鳥田、椿井、筒井、森前、棕ノ本、東岩坂、西岩坂、桧尾、狐神、堂の壇、鍋ヶ尾、三ツ池、松東坂、岡田、加賀根、聖り尾、小山、鉢伏、東藁谷、国城原、登り尾、中垣内、東ノ谷、長谷、森ノ本、塙、松西坂、中尾、池ノ尾、西川原、平谷及び西藁谷、南馬場のうち字的場、潰口、稗田、下垣内、下前田、下市縄、上市縄、上前田、樋口、一ヶ坂、里神、水越、平尾、広良、腰細、東立石、西立石、上野、上垣内、真土田、西嶋、養生場、東垣内、砂張尾及び藁谷、賢堂のうち字中河原、冷田、東垣内、西垣内、西ノ前、西谷、妙見谷、堂ノ尾、岩掛ヶ、伝道坊、トチ谷、宮谷及び念仏尾、横座のうち字初王子垣内、田和垣内、丸屋垣内、中村垣内、大上垣内、寺垣内、善坊谷、花房垣内、千代ヶ岡、瀬ノ奥、西辻垣内、善坊峯、瀬奥峯、大西嶋、庄ノ垣内、中垣内、海田嶋、河原田、上嶋、東垣内、野田嶋、蔵垣内及び鳥屋ヶ嶽、竹尾のうち字広浦、小谷、北之前、中垣内、中尾、東垣内、下山、城ノ谷、大谷、下大谷及び堂ヶ平、嵯峨谷のうち字塙、下和田、新春原、前田、宮ノ前、梅山、野田ノ藤、虹羅尾、中山、折付、鴨枝、岡崎、水ノ元、丹生野谷、足山、辨当、大人谷、滝谷、長尾、登り越、出岩、北谷、松尾、瀬間、蟻越し及び森田、九重のうち字神子峠、西之岡、溝ノ奥、仙之尾、奥ノ谷、大北、西原、神原、堂之向、芹田、牛房峠、岩軒、川原、梶ヶ岡、嵯峨尾、山陰、河端、山本、東垣内、小芋谷、芋谷、丸山、三太田、広ノ手、上ノ平、上ノ東及び河原谷、大野のうち字嵯峨道、西之戸、平山見付壇、西谷奥、霧尾、西谷口、宮谷尾、地藏尾、稲本、東谷奥、上知山表原、東谷口、平山口、北田、住吉下、宮ノ小路及び薬師壺、名倉のうち字田原谷上ノ切、北山、北山五ノ切、田原谷下ノ切、北山四ノ切、北山三ノ切、北山二ノ切、北山一ノ切、矢落山、東塔之尾、中塔之尾、西塔之尾及び焼尾、名古屋のうち字中尾、井手口、地智間、荒糸、住吉尾、一里山、金井ノ段、尾崎及び三味尾並びに応其のうち字引ノ谷、引ノ谷口、伏原庵寺峰、庵寺峰、中谷、平山及び山際の全域

- (3) 神野々のうち字上戸津井谷、極楽寺、下穴伏谷、上穴伏谷、大池尻及び西中山、柏原のうち字堂ノ浦、井ノ尻及び西之芝、野のうち字上井出、下井手、上之島及び仲田、岸上のうち字東浦及び横井手、吉原のうち字中山、東尾、上中村尾、東谷、東側、三番叟山及び櫛原山、山田のうち字三ツ石、右別当、真平、草床、梨子谷、大平口及び奥垣内、矢倉脇のうち字西山、柳ヶ谷、冷谷、高山、口根古、東善寺及び向浦、橋谷のうち字中ノ坊、塙平、広浦、風呂谷、不動平、大谷、東善寺、上平及び柳ヶ谷、北馬場のうち字去年谷、笹谷、平山及び峯ヶ芝、慶賀野のうち字父川、牛ヶ谷、笹尾、坂垣内及び下垣内、柱本のうち字父川、中山、ツヅラ折、野々垣内、杉ノ森、芋谷、上平、稲穂、西ノ谷、下平、杳掛、西広、深山及び上之平、胡麻生のうち字高須台上、向垣内、杉尾谷、向山及び久保前、紀見のうち字オノ神、中垣内、鷺山、備中、芝崎、椿原、井垣内及び横谷、細川のうち字新宮、五反田、西垣内、堂垣内、柿内垣内及び垣内、原田のうち字鴨ヶ峰、長平、西平中山、深谷東原及び山ノ谷、妻のうち字古大根及び大人ノ段、菖蒲谷のうち字段垣内、塙、東裕、東畑、清谷、南

岡、大原垣内、奥ノ谷、下六反、中山及び北山、市脇のうち字仁王谷、仲田、口山谷、西寺田、東山谷及び奥山谷、杉尾のうち字奥山、登り尾、四本松、森垣内、餅尾原及び堂ノ本、境原のうち字弓場の段、西山通、湯屋谷西原、横手垣内、芋生谷、葛城山、山田垣内及び古垣内、御幸辻のうち字北山、若狭山及び中尾垣内、上兵庫のうち字塚崎、石佛、芝添、岡山、三通り、南嶋、穴田、高橋、池ノ尻及び檜之尾、中下のうち字西川、溝内及び流田、芋生のうち字鳥井戸、横枕及び松ヶ下、平野のうち字落合、菖蒲谷、上西谷、垣内、持田山、西山、西新田、松ヶ谷、細野谷及び原郷、山内のうち字東山、寺池、尾崎、瀬ノ奥、瀬ノ元、五郎谷、小田、小原、三本松、平山、谷尻、山迫及び大谷、霜草のうち字廣芝、打樋谷及び東山、垂井のうち字笹ヶ谷、岩倉、梅ヶ本、堂ノ本、榎木塚、庵崎、東鳥井、女房坪、露無及び池の内、中島のうち字高尾添、西山、垣添、霜山及び岡副、下兵庫のうち字山ノ谷、山添、窪り、井ノ尻、長緑、中野及び中山、河瀬のうち字奥白猪谷、千筒輪、滝名、大人之段、墓之段及び奥長平、赤塚のうち字和庄荘、洗戸、谷山、西ノ久保及び栗林、須河のうち字二又谷、西谷、場堤浦、弓引田和、矢落谷、尾鼻、栃谷及び平木尾、谷奥深のうち字若子淵、張尾峰、宮ノ坂、大迫、戸西谷、行者峯、土谷岡及び龍ノ尾、彦谷のうち字椿谷、細石、上ノ瀧谷、小倉谷、下ノ瀧谷、壁山、赤荘、小場谷、狼谷、中迫、猪之上、東峠、西峠、久保、水呑、鳴尾、白石谷、藤後尾及び崩谷、只野のうち字黒岩、北迫、笠岩及び蓮堂、恋野のうち字加賀谷、中ノ坂、鳴迫、赤坂、新井戸谷、真砂、百田及び中將倉、小原田のうち字薬師垣内、野田、上垣内及び中山、向副のうち字下河原田、河原田、三軒家及び川端、清水のうち字野手、東栄、中栄、西栄、石井、八王子及び梁原、南馬場のうち字西ヶ瀬及び外河原、賢堂のうち字下河原及び上河原、学文路のうち字北嶋、福塚、安田嶋、門田及び川端、横座のうち三軒茶屋、大柳及び西小平、真土のうち字中畑、尾上谷、丸垣内、御姥谷、大尾、赤坂及び垣内、九重のうち字西浦山、大野のうち字森脇、中島、北西之島及び上知山、名倉のうち字宮田尻、宮田、城跡及び戸岩田、名古曾のうち字住吉坪並びに応其のうち字池尻の一部の区域

和歌山県告示第284号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第786号	副産植物質肥料	脱脂糠（ハイプロ）	窒素全量3.5% りん酸全量1.5%	該当なし	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94	平成31.3.3

和歌山県告示第285号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 結核病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (7) 腐そ病の発生予防のため

- (8) 牛流行熱の発生予察のため
- (9) イバラキ病の発生予察のため
- (10) アカバネ病の発生予察のため
- (11) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (12) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 結核病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) 腐そ病検査 県内全域
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 結核病検査 牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体(同条第2項ただし書に該当する場合を除く。)及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏(種鶏について、おおむね飼養羽数の10%、最小100羽)
- (6) 馬伝染性貧血検査 馬
- (7) 腐そ病検査 みつばち
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 結核病検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (6) 馬伝染性貧血検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (7) 腐そ病検査 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (8) 牛流行熱検査 原則として平成25年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) イバラキ病検査 原則として平成25年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

- (10) アカバネ病検査 原則として平成25年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) アイノウイルス感染症検査 原則として平成25年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (12) チュウザン病検査 原則として平成25年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 結核病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (7) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (8) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (12) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第286号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) チュウザン病の発生予防のため
- (5) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) チュウザン病予防注射 県内全域
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛

- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) チュウザン病予防注射 牛
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

4 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無胸膜弱毒株）を皮下に注射する。

和歌山県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第290号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町蓑津呂字カケ畑679、花野原字垣内57の3、107の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
蓑津呂字カケ畑679（次の図に示す部分に限る。）、花野原字垣内57の3（次の図に示す部分に限る。）、107の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第291号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 橋本市矢倉脇字北谷168の2から168の4まで、169、字高山428、428の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第292号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字滝字天道畑550の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備えて縦覧に供する。)

和歌山県告示第293号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町北谷字阿弥陀の元86、272の2（次の図に示す部分に限る。）、字奥谷川200から203まで、字本谷川272（次の図に示す部分に限る。）、272の1、273の3、字北谷川274・275（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備えて縦覧に供する。)

和歌山県告示第294号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村龍神字湯布向1156の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第295号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町高山字吹越谷942（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第296号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり育種母樹林に指定したので、同法第5条第1項の規定により告示する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定年月日	種別	樹種	指定場所	指定面積	所有者	
						住所	氏名
和育24-1	H25.3.4	育種	スギ	西牟婁郡すさみ町太間川字向イ82番 西牟婁郡すさみ町太間川字館ゴ90番1	0.01ha	西牟婁郡すさみ町太間川80	向井多代治

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月12日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣

- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事(和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九洲字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで)並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀	3509番2	山林	山林	1312	1312.72	—	—	株式会社日宅ホーム(持分5003/10008)	徳島県徳島市沖浜東一丁目16番地3	—	—	—
	3509番4	山林	山林	1099	1099.15	1099.15	—					
	3509番5	山林	山林	92	92.64	92.64	—	有限会社ヴェイラージュ(持分4999/10008)	徳島県徳島市安宅二丁目2番57号	—	—	—
	3509番6	山林	山林	123	123.79	—	123.79					
	3509番7	山林	山林	25	25.31	—	25.31					
							岡田泰幸(持分1/5004)	徳島県徳島市渋野町岩鼻82番地の52				
							芳川滋樹(持分1/5004)	徳島県徳島市住吉一丁目9番13号				
							株式会社あおの不動産(持分1/5004)	徳島県徳島市安宅二丁目2番57号				

和歌山県収用委員会告示第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月12日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事(和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪地内から同町動木字瀬ノ上地内まで)、これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		

所在地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
	登記簿	現況	登記簿	実測								
和歌山県海草郡紀美野町動木字瀬ノ上	1429番3	山林	山林	13	303.47	303.47	—	登記名義人 亡 竹谷庄助 上記法定相続人 竹谷亮 (持分1/3) 竹谷恪 (持分1/3) 竹谷正 (持分1/3)	和歌山県海草郡紀美野町動木1468番地 和歌山県和歌山市下三毛739番地の8 大阪府吹田市幸町1番37号	—	—	—
	1430番1	田	山林	95				登記名義人 亡 竹谷初美 上記法定相続人 竹谷亮 (持分1/3) 竹谷恪 (持分1/3) 竹谷正 (持分1/3)	和歌山県海草郡紀美野町動木1468番地 和歌山県和歌山市下三毛739番地の8 大阪府吹田市幸町1番37号	—	—	—

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第3号

平成25年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成25年3月12日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
熊野川漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	1,080,000尾
		あまご	30,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	300,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第37号	あまご	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	90,000尾
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	140,000尾

		あまご	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	840,000尾
		こい	30,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第7号から第12号まで	あまご	20,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	780,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	3kg
	和内共第15号	あまご	80,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	20,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	70,000尾
		もくずがに	12,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	330,000尾
		あまご	40,000尾
		うなぎ	100kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	400,000尾
	和内共第27号及び第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	80,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	70,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号から第36号まで	あゆ	510,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	40kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成24年5月22日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ 平均体重3g以上
 こい 平均体重5g以上
 あまご 平均体重3g以上
 もくずがに 平均甲幅5mm以上
 うなぎ 平均体重1g以上

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執

行委員長小濱正孝から平成25年2月21日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成25年3月14日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、生協こども診療所、生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーション・レインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション・生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、日赤和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌浦病院、和歌山県民総合健診センター、田辺赤十字血液センター、済生会有田病院、ライフケア有田及び潮岬病院の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成25年2月28日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成25年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成25年3月14日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。